



「新型コロナウイルス感染症」に関する危機対応業務の取扱い開始について

商工中金は、主務大臣より危機対応業務発動にかかる指示を受けたことから、「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けた中小企業者等の皆さまの資金繰りを強力に支援するため、全営業店で危機対応業務の取扱いを開始します。

なお、本業務の取扱い開始に伴い、現在開設の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」は、「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」へ名称が変更されました。

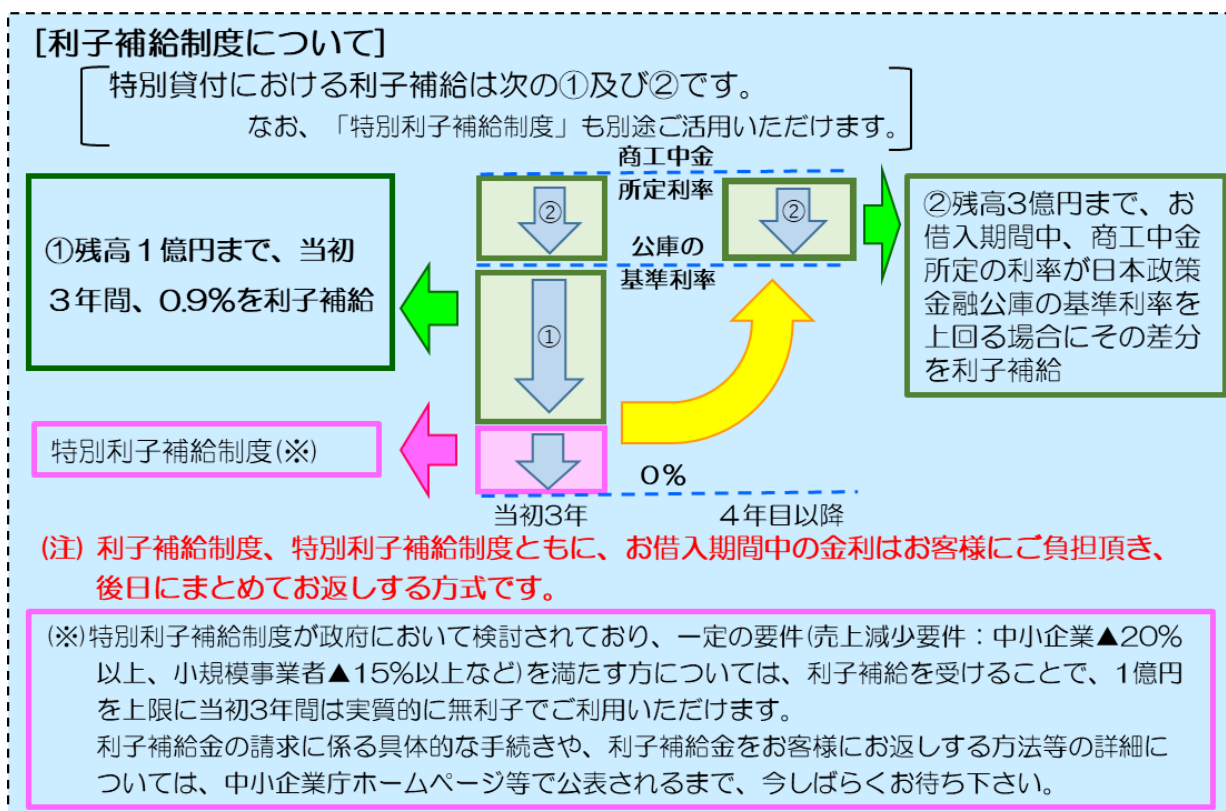
1. 新型コロナウイルス感染症特別貸付（損害担保貸付）の概要

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、直近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較し5%以上減少している中小企業者等
貸付限度額	1社あたり残高3億円以内（組合の場合は残高9億円以内）
貸付期間	運転資金は15年以内、設備資金は20年以内
貸付利率	当金庫所定の利率

2. 利子補給制度の概要

対象者	上記1. の特別貸付に該当する対象者
対象貸出	上記1. の対象者にかかる損害担保貸付
利子補給率	<利子補給制度の概要>の①、②の通り

<利子補給制度の概要>



NEWS RELEASE

SHOKO CHUKIN BANK



3. 実施日

受付開始日 3月19日

本件のご融資は関連システムの準備が完了する4月中旬を目途に開始します。なお、4月中旬までにご資金が必要な事業者に対しては、一時的に商工中金所定利率にてつなぎ融資を行い、その後、新型コロナウイルス感染症特別貸付への借り換え手続を実施いたします。

商工中金は、影響を受けられた中小企業の皆さまからのお借入れの申込み等に対して、危機対応業務の指定金融機関として懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

制度の詳細については、当金庫ホームページの[特設ページ](#)をご覧ください。
個別のご相談はお近くの[商工中金の営業店](#)までご連絡ください。